

仕様書

1 業務名

消防局中消防署ほか39施設建築物等定期点検業務

2 業務対象建築物及び履行場所

消防局中消防署ほか39施設建築物等(詳細は別表「定期点検対象一覧表」のとおり。)

3 履行期間

契約締結の日から令和8年10月30日まで

4 業務内容

本業務は、建築基準法第12条第2項及び第4項に規定される特定建築物及び特定建築設備等について、それぞれ国土交通省令で定めるところにより、損傷、腐食その他の劣化状況の点検を実施するもの。

詳細は、次の(1)~(3)のとおりとする。

なお、各点検は、(財)日本建築防災協会又は(財)日本建築設備・昇降機センターが発行する最新の業務基準に基づいて実施すること。

(1) 建築基準法第12条第2項による点検(特定建築物の点検)

平成20年国土交通省告示第282号「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」に基づいて、履行場所内にある業務対象建築物について、点検を実施すること。

(2) 建築基準法第12条第4項による点検(特定建築設備等の点検)

ア 建築設備点検

平成20年国土交通省告示第285号「建築設備等昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」に基づいて、業務対象建築物の建築設備等のうち、「換気設備、排煙設備、非常照明設備及び給排水設備」について、点検を実施すること。

イ 防火設備点検

平成28年国土交通省告示第723号「防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」に基づいて、業務対象建築物内に設置されている全ての防火設備の点検を実施すること。

(3) 建築基準法第12条第2項による点検(外壁赤外線等調査)

調査実施に当たっては、別表「定期点検対象一覧表」に記載されている調査範囲について予備調査を行い、次のとおり外壁調査を行うこと。

平成20年国土交通省告示第282号「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」に定める、告示別表2-11に定める外装仕上げ材等「タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況」を調査する。

5 点検技術者資格

点検を行う専門技術者は、次の(1)、(2)のいずれか又は(3)、(4)及び(5)の資格を有する者であること。

- (1) 一級建築士（特定建築物及び特定建築設備等とともに点検可）
- (2) 二級建築士（特定建築物及び特定建築設備等とともに点検可）
- (3) 特定建築物調査員（特定建築物の点検に限る。）
- (4) 建築設備検査員（特定建築設備等のうち、建築設備の点検に限る。）
- (5) 防火設備検査員（特定建築設備等のうち、防火設備の点検に限る。）

6 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、業務の実施日時等については、事前に本市と協議し、決定すること。
- (2) 受注者は、作業方法等については、必要に応じて発注者と協議して決定すること。
- (3) 受注者は、業務の実施に当たっては、点検に用いる工具等について、常に整理整頓を行うこと。また、作業を行う上で、第三者が現場周辺に立ち入ることが危険な場合には、危険防止に必要な安全措置を行い、事故の未然防止に努めること。
- (4) 業務実施に必要な点検工具及び消耗品等に係る費用は、全て受注者の負担とする。また、業務実施中に、業務対象設備等のごみ詰まり等軽微な汚れを発見した場合、可能な限り清掃すること。
- (5) 受注者は、点検の結果、業務対象設備等の劣化を発見し、落下、転倒等の危険があるものについては、直ちに立入禁止等の必要な緊急措置を講じるとともに、発注者に速やかに報告すること。
- (6) 受注者は、点検結果について発注者から説明依頼があった場合は、随時必要な説明を行うこと。
- (7) 受注者は、業務従事者全員の安全衛生に関する管理について、業務従事者の中から現場責任者を定め、関連法令等に従って、安全衛生上の管理を徹底すること。
- (8) コンロ・湯沸器の設置してある部屋（食堂等）については、全て火気使用室とみなして換気設備の点検を実施すること。
- (9) 受注者は、業務を履行するにあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の適切かつ円滑な遂行を図ること。

7 業務実施前の提出資料

受注者は、本業務の契約締結後速やかに、次の(1)~(2)の資料を作成のうえ、発注者に書面で提出し、承認を受けること。

(1) 現場責任者及び従事者名簿（資格証等の写しを含む。）（様式1）

本業務に従事する現場責任者及び従事者の氏名について、業務の履行に必要な資格者証等の写しと併せて、提出すること。なお、履行期間中に現場責任者又は従事者及びその両者に変更があった場合は、改めて名簿を作成のうえ、必要な資格証等の写しと併せて、発注者に書面で提出すること。

(2) 委託業務実施計画書（様式2）

各履行場所における業務の実施予定日を記載し、提出すること。

なお、履行期間中に計画の変更があった場合は、改めて計画書一式を作成のうえ、発注者に書面で提出すること。

8 業務完了後の提出資料（成果物）

受注者は、業務完了後速やかに、次の(1)~(6)の資料を作成のうえ、発注者に書面にて1部提出し、検査を受けること。

また、提出時は電子データも併せて提出すること。電子データは、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策ソフトによるチェックを実施し、問題がないことを確認したうえで、提出すること。

提出資料の作成に当たっては、(1)及び(6)について、受注者による任意の様式で作成することとし、その他全ての提出資料は、発注者が提供する様式を使用し、作成すること。

(1) 委託業務実施報告書（表紙）

(2) 要是正箇所一覧表（様式3）

建築物ごとに、次のとおり各1部ずつ作成すること。

また、劣化度評価及び安全性・機能性の評価に当たっては、一覧表記載の判定基準に基づいて行うこと。

ア 外壁及び屋上防水に関する要是正箇所一覧表

イ 外壁及び屋上防水以外の要是正箇所一覧表

(3) 建築点検結果報告書（1つのExcelデータ内に資料一式を保存）

ア 定期点検結果報告書

イ 点検記録（総括表）

ウ 調査結果表

エ 調査結果図

発注者が提供する図面に、点検の結果による要是正箇所の位置が特定できるよう

に、必要な目印や写真番号等を記入すること。その後、記入した図面を任意の方法で画像データに変換し、調査結果図の様式に貼り付けること。

なお、要是正箇所がない場合も、その旨を空欄に記入のうえ、同様に作成し、提出すること。

オ 写真台紙

調査結果表の調査項目との対応がわかるようにし、必ず、項目順に写真を並べること。

(4) 設備点検結果報告書（1つのExcelデータ内に資料一式を保存）

ア 定期点検結果報告書

イ 点検記録（総括表）

ウ 検査結果表及び別表（建築設備ごとに作成）

エ 検査結果図

発注者が提供する施設の図面に、点検の結果による要是正箇所の位置が特定できるように、必要な目印や写真番号等を記入すること。その後、記入した図面を任意の方法で画像データに変換し、検査結果図の様式に貼り付けること。

なお、要是正箇所がない場合も、その旨を空欄に記入のうえ、同様に作成し、提出すること。

オ 関係写真

検査結果表の検査項目との対応がわかるようにし、必ず、項目順に写真を並べること。

(5) 防火設備点検結果報告書（1つのExcelデータ内に資料一式を保存）

ア 定期点検結果報告書

イ 点検記録（総括表）

ウ 検査結果表（防火設備ごとに作成）

エ 検査結果図

発注者が提供する各消防署・出張所の図面に、点検の結果による要是正箇所の位置が特定できるように、必要な目印や寸法等を記入すること。その後、記入した図面を任意の方法で画像データに変換し、検査結果図の様式に貼り付けること。

なお、要是正箇所がない場合も、その旨を空欄に記入のうえ、同様に作成し、提出すること。

オ 関係写真

検査結果表の検査項目との対応がわかるようにし、必ず、項目順に写真を並べること。

(6) 外壁赤外線等調査結果報告書

「特定建築物定期調査業務基準（2025年改訂版）（財）日本建築防災協会」、
「タイル外壁及びモルタル塗り外壁定期的診断マニュアル（第4版）」（BELCA）を

参照し、点検結果報告書等を作成するものとする。

ア 調査概要

イ 建物概要

ウ 調査結果図

発注者が提供する各消防署・出張所の図面に、調査の結果による要是正箇所の位置が特定できるように、必要な目印や写真番号等を記入すること。

エ 関係写真

10 委託料の支払

発注者による検査完了後、受注者の請求のあった日から30日以内に支払うこととする。

11 内容の変更

契約内容等について、発注者と受注者は、双方了承の上で必要に応じて変更することができる。この場合は、発注者と受注者による協議のうえ、書面によりこれを定める。

12 その他

本仕様に定めのない事項については、必要に応じて、発注者及び受注者による協議の上、決定する。

建築物定期点検対象建築物一覧

別表

NO	名称	所在地	建築年月日	構造	延面積 (㎡)	建築物点検	外壁調査	建築設備点検	防火設備点検	随時閉鎖		
										SS シャッター	SD 扉	SD 常閉
	総計				52,361.56	16	1	40	22	20	83	178
1	消防局・中消防署	中区大手町五丁目20番12号	S49.6.20	鉄筋コンクリート造地下1階地上7階建	6,746.22			○	○	×	17	8
2	消防局整備工場	中区大手町五丁目19番7号	S49.11.27	鉄骨造2階建	344.55			○		×	×	×
3	白鳥出張所	中区白鳥九軒町12番20号	H29.6.6	鉄骨造4階建	846.92	○		○	○	×	3	6
4	基町出張所	中区基町20番8号	S53.7.25	鉄筋コンクリート造3階建	368.47	○		○	○	×	1	2
5	江波出張所	中区舟入南六丁目2番1号	H27.3.18	鉄筋コンクリート造3階建	1114.37	○	○	○	○	×	3	8
6	東消防署	東区光町二丁目12番6号	S57.10.1	鉄筋コンクリート造3階建	2,036.35			○	○	×	3	6
7	福田出張所	東区福田七丁目2番10号	H3.3.30	鉄筋コンクリート造2階建	597.26	○		○		×	×	×
8	温品出張所	東区温品五丁目3番1号	S47.3.29	鉄筋コンクリート造2階建	462.82			○		×	×	×
9	戸坂出張所	東区戸坂出江二丁目9番11号	R2.11.30	鉄筋コンクリート造5階建	915.67	○(初回)		○	○	×	5	4
10	南消防署	南区的場町二丁目5番14号	H21.7.18	鉄筋コンクリート造地下1階地上6階建	2,579.41			○	○	×	1	15
11	木上出張所	南区字品海岸二丁目23番39号	S54.11.12	鉄筋コンクリート造3階建	1,893.31			○	○	×	2	5
12	青崎出張所	南区東青崎町10番25号	R4.9	鉄筋コンクリート造4階建	910.59			○	○	×	3	3
13	東本浦出張所	南区東本浦町23番6号	S56.10.16	鉄筋コンクリート造2階建	535.97	○		○		×	×	×
14	日宇那出張所	南区日宇那町3番6号	R3.3.24	鉄筋コンクリート造3階建	828.92	○(初回)		○	○	×	2	5
15	字品出張所	南区字品東二丁目1番46号	H18.10.31	鉄骨造(一部鉄筋コンクリート造)地下1階地上4階建	1,144.75			○	○	×	4	5
16	西消防署	西区都賀43番10号	H12.3.10	鉄骨造(一部鉄筋コンクリート造)地下1階地上8階建	6,245.28			○	○	×	2	46
17	三篠出張所	西区三篠町三丁目16番23号	H13.8.28	鉄筋コンクリート造3階建	1,063.01			○	○	×	6	4
18	己斐出張所	西区己斐中三丁目14番2号	S47.2.27	鉄筋コンクリート造2階建	346.74	○		○		×	×	×
19	庚午出張所	西区庚午中四丁目1番19号	H17.2.28	鉄骨造地下1階地上4階建	960.37	○		○	○	×	4	2
20	井口出張所	西区商工センター四丁目1番1号	S55.10.24	鉄筋コンクリート造2階建	636.33			○		×	×	×
21	安佐南消防署	安佐南区緑井一丁目10番3号	H25.3.8	鉄筋コンクリート造6階建	3612.36			○	○	×	8	7
22	上安出張所	安佐南区上安五丁目8番14号	S52.7.19	鉄筋コンクリート造2階建	370.05			○		×	×	×
23	沼田出張所	安佐南区伴東四丁目18番6号	R3.1.29	鉄筋コンクリート造(一部鉄筋コンクリート造)4階建	1230.07	○(初回)		○	○	×	3	2
24	紙園出張所	安佐南区紙園二丁目48番11号	R3.2.26	鉄筋コンクリート造4階建	1126.56	○(初回)		○	○	×	4	3
25	安佐北消防署	安佐北区可部南四丁目26番13号	S53.5.30	鉄筋コンクリート造3階建	2,057.00	○		○	○	×	2	9
26	白木出張所	安佐北区白木町大字市川1533番地5	S50.5.10	鉄筋コンクリート造2階建	456.48	○		○		×	×	×
27	高陽出張所	安佐北区真亀一丁目3番6号	S54.9.19	鉄筋コンクリート造2階建	834.66			○		×	×	×
28	可部出張所	安佐北区可部七丁目7番16号	H22.11.15	鉄筋コンクリート造2階建	777.12			○		×	×	×
29	安芸太田出張所	山県郡安芸太田町大字中筒賀345番地2	S57.9.24	鉄筋コンクリート造2階建	969.66			○		×	×	×
30	安芸消防署	安芸郡海田町堀川町3番12号	S44.3.31	鉄筋コンクリート造一部5階建	2077.63			○	○	×	2	6
31	瀬野川出張所	安芸区中野東七丁目14番23号	R3.2.12	鉄骨造4階建	960.23	○(初回)		○	○	×	2	8
32	矢野出張所	安芸区矢野西二丁目16番1号	S62.9.16	鉄筋コンクリート造2階建	640.34	○		○		×	×	×
33	熊野出張所	安芸郡熊野町萩原六丁目26番18号	S50.3.31	鉄筋コンクリート造2階建	389.68			○		×	×	×
34	坂出張所	安芸郡坂町横浜中央一丁目1番11号	S47.3.31	鉄筋コンクリート造2階建	304.62			○		×	×	×
35	佐伯消防署	佐伯区五丁目中央七丁目25番18号	S61.10.1	鉄筋コンクリート造3階建(一部4階)	2,045.52			○	○	×	1	9
36	湯来出張所	佐伯区湯来町大字和田224番地	S60.9.24	鉄骨一部鉄筋コンクリート造2階建	852.98			○		×	×	×
37	石内出張所	佐伯区石内北五丁目5番1号	R1.12.16	鉄筋コンクリート造2階建	1,425.57			○		×	×	×
38	八幡出張所	佐伯区利松一丁目5番24号	S57.3.17	鉄筋コンクリート造2階建	553.57			○		×	×	×
39	海老園出張所	佐伯区海老園一丁目2番54号	S49.6.4	鉄筋コンクリート造3階建(一部4階)	1,100.15			○	○	×	×	15
40	航空隊基地	西区観音新町四丁目10番2号	H26.5.30	鉄骨造2階建	1431.88	○		○		×	×	×

令和 年 月 日

広島市長様

所在地
名称
代表者

現場責任者及び従事者名簿の提出について

このことについて、消防局中消防署ほか39施設の建築物等定期点検業務仕様書に基づき、次の者を従事させますので報告します。

区分	氏名	住所	資格
現場責任者			
副現場責任者			
従業員			
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			

※ 免状の写しは、別添のとおり。

